

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和4年8月1日
国立能登青少年交流の家

1. 感染防止のための基本的な考え方

国立能登青少年交流の家（以下、「施設」という。）は、政府、石川県、羽咋市の方針並びに「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」（8頁《参考》①）に基づき、新型コロナウイルス感染防止に関するリスク管理を徹底し、学校をはじめ青少年教育団体の方々に対して、できる限り安心・安全な体験活動を提供することを目指して取り組むこととする。

このため、施設の規模、利用団体の計画や主催事業の内容を十分に踏まえ、施設及び活動フィールド内において、施設職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び施設を利用する者（以下、「利用者等」という。）への感染防止のため、最大限の対策を講ずることとする。

特に、以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場での会話や発声では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他者に感染させないように徹底する。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人々が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

2. 感染防止に対する施設運営の具体的対策

（1）総論

- ①「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（8頁《参考》②）に基づく感染拡大防止策を徹底するため、以下のとおり対策を実施する。
 - ・施設内での正しいマスクの着用
十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要である（マスクの着用方法については、例えば厚生労働省Webサイト「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照）。
 - ・人との接触を避け、対人距離を確保（2m以上を目安）する。
 - ・屋外において、対人距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない。

- ・屋内において、対人距離（2 m以上を目安）がとれない場合、対人距離がとれるが会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。
- ・石けんと流水による手洗い・手指消毒を徹底する（入館前、トイレ後、食事前）。
- ・適切な換気

2つの窓を同時に開ける等換気を原則実施する（冬期も換気を可能な範囲で行い、夏場以上に対人距離の確保を徹底する）。

②感染防止対策にあたっては、石川県・羽咋市の方針や公立施設の状況を踏まえ、羽咋市教育委員会等と調整する。感染防止対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、保健所との連絡体制を整える。

③研修支援については、以下のとおり取り扱う。

- ・利用人数の制限

宿泊利用：宿泊定員の概ね半数に制限する。

日帰り利用：前述「1. 感染防止のための基本的な考え方」に留意し、活動内容に応じて制限する。

- ・利用団体に対しては、後述「3. 利用団体に対する注意喚起と感染防止対策の協力要請」を踏まえ、対人距離を確保する利用人数の設定を強く要請する。また、活動内容や活動場所についても配慮する。

④教育事業については、前述「1. 感染防止のための基本的な考え方」を踏まえた事業参加人数とする。活動内容や場所についても配慮する。

⑤利用に際して特に配慮が必要な者

- ・高齢者や持病のある方等は、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・障害のある方については、障害の種類や特性に考慮しながら、対応方法を調整する。また、乳幼児のマスク着用については、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、着用を一律には求めない。

(2) 利用者等の安全確保のために実施すること

①感染徴候事項

利用者等に対し、以下のいずれか一つ以上に該当する場合は利用を控えていただく。

- ・37.5度以上の発熱がある場合
- ・平熱比+1度以上の発熱がある場合
- ・息苦しさ（呼吸困難）がある場合

- ・強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合
- ・その他体調が優れない場合

②施設の提供

- ・研修室、講堂
対人距離を確保するため、机・椅子の間引き又は使用不可の掲示をし、各研修室に新たな利用定員を設けて運用する。
- ・体育館、プール等
プログラムごとに、対人距離を確保できる人数で運用する。
- ・キャンプ場
対人距離を確保するため、利用定員を概ね半数以下として運用する。

③活動プログラムの提供

利用団体の計画に応じてプログラムを提供するが、前述「1. 感染防止のための基本的な考え方」に留意した内容とし、提供する。

④食事の提供

- ・利用者等に対し手洗い・手指の消毒の依頼を徹底する。
- ・利用者等が一定時間に集中し混雑しないよう配慮する。
- ・食堂では、最低1m（2m以上を目安に）の間隔を空けて座席を配置し、それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。これによりできない場合は、飛沫を飛ばさないよう、パーテーション等の設置又は会話を控える等の対応を工夫すること。
- ・バイキング方式で食事を提供する場合は、利用者等がビニール手袋をした上で、トングを使用して取ること。おかわりをする際も同様の対応とする。
- ・共有する食器は、高温の食洗機で洗浄と乾燥したもの、又は食器用洗剤を使用したもののみ使用可能とする。
- ・レーンに並ぶ場合には、間隔を空けて並ぶこととし、唾液の飛散防止のため必ずマスクを着用する。
- ・喫食以外は必ずマスクを着用する。

⑤所バスの運行

利用団体と調整の上、対人距離を確保し、会話を控え、窓を開けて運行する（雨天時等は車内送風（外気循環）により、換気に留意）。また、利用者等は必ずマスクを着用する。

（3）宿泊者の安全確保のために実施すること

①宿泊室の提供

・館内泊

利用者等が密集することを避けるため、各宿泊室定員の概ね半数以下に制限し、ゆとりのある空間を設けるよう配慮する。

寝具は、枕カバーの適切な着用を徹底する。

・テント泊

利用者等が密集することを避けるため、各テント定員の概ね半数以下に制限し、ゆとりのある空間を設けるよう配慮する。

②フレッシュタイム・イブニングタイム

対人距離を確保した上で実施する。なお、利用団体から不参加の申出があった場合は考慮する。

③浴室の提供

脱衣所や浴室の利用者が一定時間に集中し混雑しないよう、団体ごとの利用時間の割振りを行う。

④活動プログラム

「学校の新しい生活様式」（8頁《参考》③）を参考とし、各活動プログラムの実施における感染防止対策を事前に確認する。なお、感染防止対策をとりながら提供することが困難な場合は、必要に応じて利用団体に対し活動プログラムの変更等を求める。

⑤消毒液の設置

食堂、トイレ入口付近には、アルコール消毒液を設置する。

⑥教育施設内の掲示設置

利用者等に対策を徹底するため、「てあらいについて」等の子供にもわかりやすいポスターを作成し、廊下や食堂前等にある手洗い場、共有スペース等に掲示を行う。

(4) 利用者等に感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・利用者等が前述「2. (2) ①感染徴候事項」に定める条件に該当する場合は、感染が疑われる者及び濃厚接触者（以下、「感染が疑われる者等」という。）を事前に定めた別室へ速やかに隔離するとともに、当該事例について職員等で共有する。
- ・対応する職員を指定し、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応させる。
- ・利用団体と調整の上、感染が疑われる者等は退所していただく。なお、その際、感染が疑われる者等の行動履歴（使用した研修室、宿泊室等）を確認し、記録しておく。
- ・職員又は利用団体の代表者は、保健所へ連絡し、指示を受ける。

- ・当該事例は、全て記録を残しておく。
- ・当該事例の対応状況について、感染が疑われる利用者等の退所が決定した段階で機構本部に必ず所定の報告を行う。

(5) 職員等の安全確保のために実施すること

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・定期的な検温や健康記録を促す。
- ・前述「2. (2) ①感染徴候事項」に定める条件に該当する場合は、直ちに仕事を休ませる。また、必要に応じて医療機関、保健所等を受診させるとともに、管理者は診断結果の把握に努める。
- ・職員等の感染が確定した場合は、その日の研修（活動）は一度中断し、濃厚接触者の調査を行う。保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(6) 施設管理

①施設内

- ・他の利用者等と共有する物品やドアノブ等手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、PCのキーボード・マウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は1日1回以上消毒し接触感染を予防する。
- ・消毒は、家庭用洗剤や、70%以上のアルコール又は0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液を含む使い捨てのシートを用いる。スプレー式のものを使用する場合も清拭する。マスクと手袋を着用して行う。
- ・タブレット、電話等共有せず専有者を決めることで手が触れる場を最低限にする。
- ・職員が受付等において利用団体等と打合せする際は、双方の机の間隔を広げる等、飛沫感染を予防する。
- ・研修室・宿泊室等は、使用後は清掃し、高頻度接触部位は消毒する。
- ・感染力の強い変異株の拡大を踏まえ、使用中は適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（おおむね1時間に2回以上、1回に5分間以上を目安とする）を徹底する。窓のない部屋においては、換気扇を用いたりする等して十分に換気に努めるとともに、人の密度が高くならないように配慮する。また、使用後も必ず換気を行う。
- ・宿泊室においては、特に適切な室温を維持することに配慮しつつ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気を行う（例えば、

朝の清掃時や就寝前、食事時間や活動中等部屋を空ける時間帯に窓を小さく開放するほか、暖房器具が停止する時間帯においては、ドアを開放する等の工夫が考えられる）。

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、必ずマスクと手袋を着用し、作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う。
- ・ゴミ箱は、蓋は足踏み式、あるいは蓋の無いものとし、ゴミ箱に手で触れないようにする。ゴミ箱内には大きなビニールをいれ、ゴミの廃棄を行う際は、必ず空気を抜いて封をしっかりと閉じてから運搬作業をする。

②トイレ

- ・職員等は、一般清掃に加え、不特定多数が接触する場所（便座、ペーパーホルダー、ドアノブ等）は、1日1回以上清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・トイレの混雑が予想される場合は、最低1m（2m以上を目安に）の間隔を空けた整列が実施できるように促す。
- ・清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行い、作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う。

③浴室・脱衣所

- ・職員等は、不特定多数が接触する場所（床、ドアノブ、脱衣ロッカー等）は、利用終了毎に清拭消毒を行う。
- ・施設は、前述「2.（3）③浴室の提供」に定める安全確保事項に留意し、少人数で利用できるよう配慮する。
- ・清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

④所バス

- ・バス使用後は、不特定多数が接触する場所（乗降ドア、座席前の手すり、窓の取手等）の清掃・消毒を行う。
- ・バス使用に関しては、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）を参照する。

http://www.anta.or.jp/law/pdf/covid-19_guideline_bus.pdf

⑤その他

- ・野外炊事用具は滅菌庫で保管する。活動時に使用する教材・教具は、使用後に家庭用洗剤、70%以上のアルコール又は0.1%次亜塩素酸ナトリウム液消毒を行う。

3. 利用団体に対する注意喚起と感染防止対策の協力要請

利用団体に対し、以下のとおり施設の感染防止対策について説明を行い、同意を得るとともに、対策等への協力を依頼する。なお、説明や協力要請については、入所後も適宜実施する。

(1) 申込時及び入所時まで

- ・体温計、マスク、コップ等の物品の用意（体温計を共有する場合は、一人使用ごとに消毒が必要になるため、個包装のアルコール消毒綿等の消毒液の準備も伝える）

(2) 入所中

- ・健康チェックシートを使用した定期的な健康チェック（入所時・就寝前・朝）の実施と状況報告
- ・室内の定期的な換気と密閉空間の回避
- ・同一室内の人の密度を下げるための人数制限
- ・近距離での会話や発声、高唱の回避
- ・咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・枕カバー、シーツ等を含む寝具の適切な使用
- ・使用した研修室・宿泊室等の消毒の協力
- ・事務室に入る者の限定
- ・厚生労働省が配付している「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストールの促進（携帯電話をマナーモードで使用する場合にも、Bluetooth を on にして機能させることを推奨）

(3) 退所後

- ・利用後5日以内に感染疑いによるPCR検査を受検した場合の報告

4. 教育事業実施時における留意点

前述の対策や利用団体に対する注意喚起・協力要請に準じた対応を行うほか、以下の点にも留意する。

(1) 事業実施前

- ・国や所在する都道府県等からの要請を踏まえつつ、参加対象や募集の範囲等を設定
- ・催行の判断基準の設定と状況に応じた中止の判断
（基準等設定にあたっては、国や所在する都道府県等の措置を参考とし、必要に応じて変更を行う。）
- ・参加者や職員等、講師、ボランティア等の体調の把握
（感染者や感染が疑われる者の参加又は参画を防ぐ）

(2) 事業実施中

- ・職員等、講師、ボランティア等の感染防止対策にかかる役割等の明確な設定

(3) 事業実施後

- ・参加者、職員等、講師、ボランティア等の関係者全員について、事業後5日以内に感染疑いによるPCR検査を受検した場合、施設へ報告するよう依頼

5. 施設以外における出前指導や教育事業等の実施について

前述の対策や利用団体における注意喚起・協力要請に準じた対応を行うほか、実施会場の感染防止対策等に従って対応を行う。

附記

本ガイドラインは令和4年8月1日現在の状況に基づくものであり、今後、適宜更新する。

- 令和2年5月29日策定
- 令和2年7月10日改訂
- 令和3年1月18日改訂
- 令和4年7月15日改訂
- 令和4年8月1日改訂

《参考》

- ①新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- ③学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」（文部科学省）
- ④新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインについて（国立青少年教育振興機構）
- ⑤新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組について（石川県）